

# 宇都宮大学共同教育学部研究紀要及び教育実践紀要

## 投 稿 要 項

	学部長裁定	平成26年11月27日
改正	平成27年 5月26日	平成28年 5月24日
	平成30年 2月27日	平成30年 3月30日
	平成30年 7月 3日	令和 2年 3月25日
	令和 3年 4月 1日	

(趣旨)

第1条 この要項は、宇都宮大学共同教育学部研究紀要（以下「研究紀要」という。）及び宇都宮大学共同教育学部教育実践紀要（以下「実践紀要」という。）の投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発行回数)

第2条 研究紀要及び実践紀要は、原則としてそれぞれ年1回発行するものとする。

(投稿原稿の要件)

第3条 研究紀要及び実践紀要への投稿は、次の各号によるものとする。

- (1) 投稿原稿は、本学部紀要の趣旨に沿い、学術論文又は教育実践活動報告としての体裁を備えるもので、かつ、未発表のものに限る。
- (2) 研究紀要は、広く学校教育に関わる研究成果の普及と学術研究の深化をはかるものとする。
- (3) 実践紀要は、広く教育実践に関わる研究成果並びに教育実践活動報告を掲載し、研究成果の教育の場への還元と学校教育の質の向上に資するものとする。

(投稿者の資格)

第4条 投稿資格は次のとおりとする。

共同教育学部、教育学研究科、大学教育推進機構のうち関連分野の教員、地域創生推進機構（ただし、学部長が承認した者に限る。）、教職センター及び保健管理センターの責任教員（以下「本学部教員等」という。）

(共著者)

第5条 本学部教員等以外の者との共著論文を投稿しようとする場合は、申込書の書式をもって、委員会に届け出るものとする。

(投稿数)

第6条 本学部教員等は、主たる責任を負う著者（以下「責任著者」とする。）として、研究紀要及び実践紀要にそれぞれ2編の論文を投稿することができる。また、責任著者として実践紀要の教育実践活動報告に投稿することができ、その投稿数を制限しない。

(投稿原稿)

第7条 研究紀要及び実践紀要の投稿原稿は、次の各号によるものとする。

- (1) 原稿は、本要項及び共同教育学部学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）が別に定める宇都宮大学共同教育学部研究紀要及び教育実践紀要執筆要領に従って記述する。
- (2) 原稿枚数は、原則として次のとおりとする。
  - イ 研究紀要第I部（文科系）及び第II部（理科系）刷り上がり頁：16頁以内  
和文の場合 ワープロ原稿 A4判 16枚以内  
英文の場合 ワープロ原稿 A4判 20枚以内
  - ロ 実践紀要（教育実践研究）刷り上がり頁：8頁以内  
和文の場合（ヨコ書き） ワープロ原稿 A4判 8枚以内  
英文の場合 ワープロ原稿 A4判 16枚以内
  - ハ 実践紀要（教育実践活動報告）刷り上がり頁：4頁以内  
和文の場合（ヨコ書き） ワープロ原稿 A4判 4枚以内  
英文の場合 ワープロ原稿 A4判 8枚以内※いずれも図版、図表及び写真を含む。

(投稿方法)

第8条 投稿に関する原稿の執筆要領等に関しては、委員会から責任著者に通知するものとする。

(掲載の可否)

第9条 論文の採択、掲載の順序及び体裁等については、委員会において決定するものとする。

(経費負担)

第10条 経費の責任著者負担分は、次のとおりとする。

第7条に規定する枚数を超過する分の経費及び希望による抜刷の経費は、責任著者の研究費負担とする。

(著作権)

第11条 本学部紀要の電子化に関わる著作権は、共同教育学部が有するものとする。

(電子化)

第12条 本学部紀要の電子化については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要項は、平成26年12月1日から施行する。

2 宇都宮大学教育学部紀要投稿要項（平成18年10月25日教授会決定）は、廃止する。

附 則（平成27年5月26日）

この要項は、平成27年5月26日から施行する。

附 則（平成28年5月24日）

この要項は、平成28年5月25日から施行する。

附 則（平成30年2月27日）

この要項は、平成30年2月27日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月3日）

この要項は、平成30年7月3日から施行する。

附 則（令和2年3月25日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

---

## 執 筆 要 領

学部長裁定 平成26年11月27日

改正 平成27年5月21日 平成28年5月24日

平成30年2月27日 令和2年3月25日

1. 投稿者は、所定の申込書に論文名、予定原稿枚数等を記入して学術研究推進委員会（以下「委員会」という）が定めた期日までに総務係に提出すること（期限厳守）。
2. 原稿は、委員会が定めた期日までに総務係に提出すること（期限厳守）。
3. 執筆上の注意事項
  - (1) 原稿は日本語又は英語で、原則としてワープロにより作成するものとする。印刷原稿の提出時に、電子化原稿（文書ファイル、画像ファイル、PDFファイル等）も別に定める紀要投稿用メール書式に従って、電子メールで送付する。なお、当面はCD-R等の記録媒体に収めた電子化原稿でも受理する。
  - (2) 原稿は、内容を十分検討してから提出すること。校正は、誤字・誤植の修正にとどめ、文の挿入、原文の書き換え等は避けること。
  - (3) 研究紀要の書式はA4用紙タテ置きで、原則としてヨコ書き（1頁32行）とする。和文原稿は段組無しで1行45字のヨコ書きとするが、タテ書き（2段組、各段とも32字×24行）の原稿も受理する。
  - (4) 実践紀要の書式はA4用紙タテ置きで、ヨコ書き（1頁44行）とする。和文原稿は題目、著者名、所属、概要、キーワードまでを段組無し（1行48字）、本文以下を2段組（23文字／1段、中央2文字空け）とする。英文原稿は、1ページ32行、段組無しで作成する。
  - (5) 本文には大見出し（1. はじめに、等）、小見出し（(1) ○○小学校での実践 等）をつけて読みや

すいように作成する。「論文」原稿には学術論文としての研究の位置づけ、著者の主張、及びそれを裏付ける論拠の三要素が整っていなければならない。「教育実践活動報告」原稿には活動の具体的な内容、及び教育上の意義の二要素が整っていなければならない。

- (6) 図表は、原則として電子化したファイルとする。本文中の挿入希望位置にテキストボックスなどでスペースをとり、挿入する。デジタル写真や、スキャナによる取り込み画像の場合も図表に準ずる。

なお、著作権の設定されている画像ファイル等を原稿中に用いようとする場合には、著者の責任において著作権の問題を事前に解決しておくこと。

- (7) 科学研究費補助金による研究論文の場合は、本文の最後にその旨を記載する。  
(8) 和文原稿の場合は、題目、著者名、所属、キーワードには英訳をつける。概要 (Summary) もできるだけ英語で書く。英文原稿の場合は、表題と著者名の和訳を付記する。ただし、タテ書き原稿の場合は、標題と著者の和訳を添付する。  
(9) 校正は本文、別刷、表紙、裏表紙について行う。本文の校正は原則として三校までとする。校正用ゲラ受領後、速やか（初校は2週間以内、二校・三校は5日以内）に総務係に戻すこと。初校又は二校で校正を終了する場合には、「校了」と記す。  
(10) 共著者（本学部教員等以外）がいる場合には、その本務先等を明記する。責任著者となる本学部教員等は、連絡先メールアドレスを記載する。  
(11) 論文の末尾に論文受理（平成）年月日を明記する。この受理年月日は、総務係が論文を受理した日付とする。  
(12) ゴシック体を指定する場合にはゴシック系フォント（MSゴシックなど）を用いる。イタリック体を指定する場合には通常のフォント（MS明朝など）で表記した後、ワープロの斜字体変換機能（[I] など）で変換する。

また、機種依存文字（○囲み数字、ローマ数字、(株) など）の使用は避ける。

- (13) 引用文献は、和文の場合は「参考文献」、英文の場合には「References」として本文の最後にまとめ、本文中には必要箇所の右に〔文献番号〕を入れること。引用文献は、次の例に準じて〔文献番号〕著者名、雑誌名又は書名、巻、開始ページ（西暦年）の順に記す。

【例】[1] 山口昌哉, 数学, Vol.34, pp.17-41 (1982) .

[2] ウッドワード・ホフマン著, 伊東他訳, 軌道対称性の保存 (第2版), 廣川書店, pp.39-65 (1972) .

[3] J. Milnor, *Notices Amer. Math. Soc.*, Vol.50, pp.1226-1233 (2003) .

- (14) 脚注は、本文の必要箇所の右肩に\*印を付け、そのページの下欄（横罫線を引き、その下）に記載する。  
(15) 数値を表す記号、生物の学名、その他慣習的にイタリック字体が用いられるものは、イタリック体で表記する。

【例】 $\log k$        $\sin Q$       *Stevia rebaudiana*

#### 附 則

宇都宮大学教育学部紀要執筆要領（平成18年10月4日学術研究推進委員会決定）を廃止する。

附 則（平成27年5月21日）

この要領は、平成27年5月26日から施行する。

附 則（平成28年5月24日）

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

附 則（平成30年2月27日）

この要領は、平成30年2月27日から施行する。

附 則（令和2年3月25日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

研究紀要

[別紙参照]

実践紀要

[別紙参照]